

令和2年4月23日部長決裁

(趣旨)

第1条 市長は、市民の日常生活に必要不可欠なバス・タクシーの運行において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、車内の衛生的な環境を確保する必要があることから、市内のバス事業者及びタクシー事業者を対象に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の補助対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 沼津バス協会に加盟するバス事業者
- (2) 市内に営業所を置くタクシー事業者

(補助の対象及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる費用は、新型コロナウイルス感染拡大防止に資すると認められる物品の購入又は作業に要する費用とする。

2 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) バス事業者が保有する路線バス車両（高速バスを除く。）のうち、令和2年4月23日時点において、市内を1日あたり運行する運行車両数に2万円を乗じて得た額を上限とする。
- (2) 市内に営業所を置くタクシー事業者が令和2年4月23日時点において、その営業所で保有する車両（旅客を運送している車両に限る。）数に1万円を乗じて得た額を上限とする。

3 補助金の交付は、同一事業者について1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定する交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第1号様式）
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) バス事業者が市内を1日あたり運行する車両数を確認できる書類又はタクシー事業者の営業所の所在地及び保有する車両数を確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 決定通知を受けた者は、当該補助事業が完了したとき又は当該年度の末日までに、規則第11条に規定する事業実績報告書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第1号様式）
- (2) 収支決算書（第2号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。